

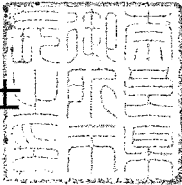
財政状況の公表 < 令和6年度下半期 >

御所市告示第97号

御所市財政状況の作成及び公表に関する条例(昭和33年御所市条例第49号)第2条の規定により公示する。

令和7年6月1日

御所市長 山田 秀士



企業会計収支の状況

会計名	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
水道事業会計	820,986	753,032	923,701	853,603	346,151	367,074	557,139	435,141
下水道事業会計	561,842	547,311	555,269	544,350	702,296	655,209	908,824	798,781

市の概況

人口	男	10,812人
	女	12,188人
	計	23,000人
世帯数	11,922世帯	
面積	60.58km ²	

令和7年3月31日現在 住民基本台帳による

市有財産の状況

令和7年3月31日現在		
建物	200,015m ²	
	行政財産	198,999m ²
普通財産	1,016m ²	
土地	2,516,011m ²	
	行政財産	1,540,413m ²
	普通財産	975,598m ²
うち山林	814,199m ²	
有価証券	2,776千円	
基金	福祉基金	93,502千円
	市債管理基金	1,045,319千円
	ふるさと創生基金	184,784千円
	公共施設整備基金	694,226千円
	水洗便所改造資金貸付基金	14,646千円
	介護保険給付費準備基金	569,757千円
	福祉医療費貸付基金	9,772千円
	教育振興基金	13,891千円
	坂本奨学基金	0千円
	財政調整基金	2,707,581千円
	まちづくり推進基金	423,179千円
	国民健康保険財政調整基金	47,855千円

一般会計収支の状況

令和7年3月31日現在繰越分含む 単位:千円			
※各項目の上段は現計予算額、下段は収入済額・支出済額			
2,731,619 2,705,250	市 税	議 会 費	156,641 144,020
108,014 104,070	地 方 譲 与 税	総 務 費	2,150,643 1,618,848
5,887,480 6,131,670	地 方 交 付 税	民 生 費	6,251,400 4,728,343
134,059 42,018	分 担 金 及 び 負 担 金	衛 生 費	2,274,050 1,907,475
406,068 383,784	使 用 料 及 び 手 数 料	農 林 業 費	233,821 130,822
2,966,649 2,162,346	国 庫 支 出 金	商 工 費	566,756 519,510
903,113 430,722	県 支 出 金	土 木 費	2,026,008 1,319,944
41,045 39,624	財 産 収 入	消 防 費	1,349,096 772,912
1,463,337 46,695	繰 入 金	教 育 費	1,569,696 1,051,676
2,833,800 349,600	市 債	災 害 復 旧 費	36,000 0
569,867 779,874	繰 越 金	公 債 費	2,541,162 2,528,200
1,155,458 1,012,674	各 種 交 付 金、諸 収 入 等	予 備 費	45,236 0
予算現額 19,200,509千円 収入済額 14,188,327千円	歳 入	歳 出	予算現額 19,200,509千円 支出済額 14,721,750千円

特別会計収支の状況

令和7年3月31日現在 単位:千円			
会 計 名	予算現額	収 入 額	支 出 額
国民健康保険事業特別会計	3,306,796	2,940,783	2,718,960
学 校 給 食 費 特別会計	76,900	52,101	70,712
介 護 保 険 事 業 特別会計	3,989,205	3,107,380	3,471,892
後期高齢者医療保険事業特別会計	607,272	538,951	496,663

一時借入金の現在高

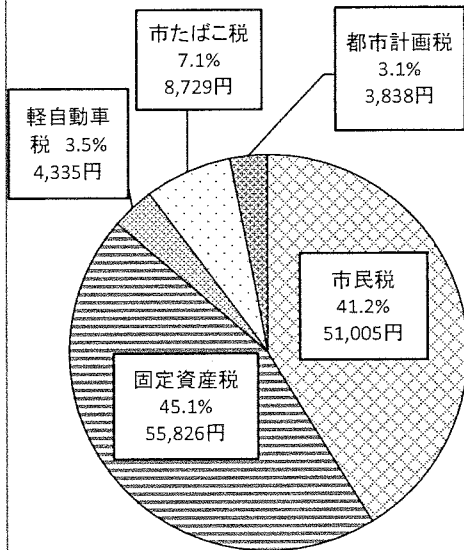
令和7年3月31日現在 単位:千円	
会 計 名	現 在 高
一 般 会 計	0
国民健康保険事業特別会計	0

令和7年度予算の状況

一般会計		単位:千円	
歳入総額		18,580,000千円	歳出総額 18,580,000千円
金額	費目	費目	金額
2,845,851	市税	議会費	151,858
105,212	地方譲与税	総務費	3,043,164
2,145	利子割交付金	民生費	5,836,908
38,564	配当割交付金	衛生費	2,045,439
54,458	株式等譲渡所得割交付金	農林業費	303,810
33,799	法人事業税交付金	商工費	304,673
561,461	地方消費税交付金	土木費	1,872,454
11,426	ゴルフ場利用税交付金	消防費	990,511
16,557	自動車税環境性能割交付金	教育費	1,999,102
6,000	地方特例交付金	災害復旧費	41,000
6,008,000	地方交付税	公債費	1,941,081
4,000	交通安全対策特別交付金	予備費	50,000
115,350	分担金・負担金		
410,254	使用料・手数料		
2,859,456	国庫支出金		
1,016,594	県支出金		
54,733	財産収入		
81,500	寄附金		
1,148,217	繰入金		
450,023	諸収入		
2,756,400	市債		

特別会計		単位:千円
会 計 名	予算額	
国民健康保険事業特別会計	3,220,369	
学校給食費特別会計	76,757	
介護保険事業特別会計	4,044,011	
後期高齢者医療保険事業特別会計	616,684	

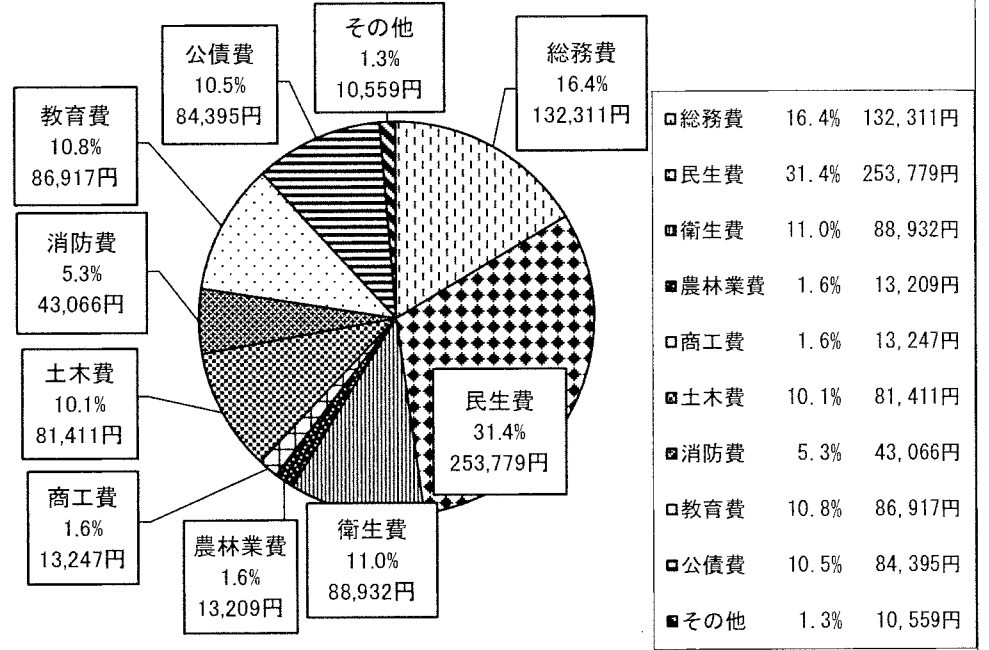
令和7年度一般会計歳入予算における市税を令和7年3月31日現在の人口(23,000人)で除した数値(一人当たり123,733円)



市民税	41.2%	51,005円
固定資産税	45.1%	55,826円
軽自動車税	3.5%	4,335円
市たばこ税	7.1%	8,729円
都市計画税	3.1%	3,838円

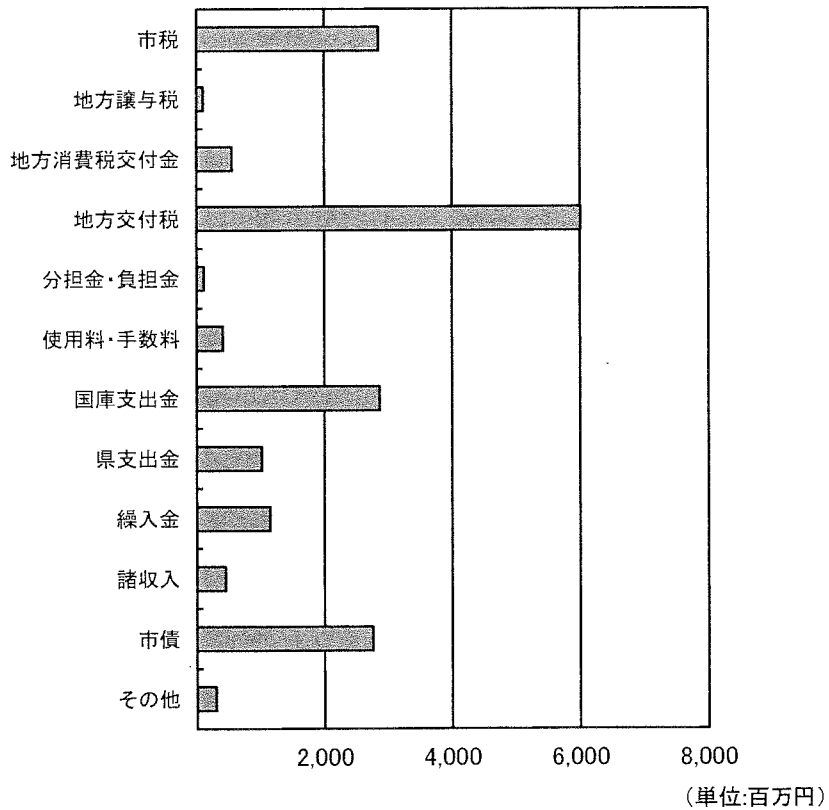
企業会計		単位:千円			
会 計 名	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	
下水道事業会計	588,019	572,074	466,694	683,993	

令和7年度一般会計歳出予算を令和7年3月31日現在の人口(23,000人)で除した数値(一人当たり807,826円)

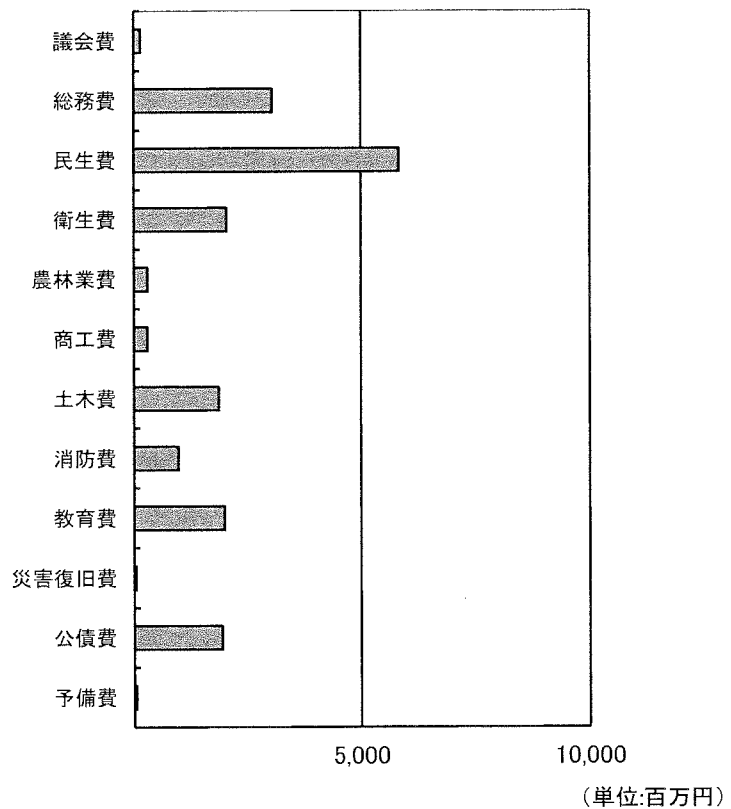


総務費	16.4%	132,311円
民生費	31.4%	253,779円
衛生費	11.0%	88,932円
農林業費	1.6%	13,209円
商工費	1.6%	13,247円
土木費	10.1%	81,411円
消防費	5.3%	43,066円
教育費	10.8%	86,917円
公債費	10.5%	84,395円
その他	1.3%	10,559円

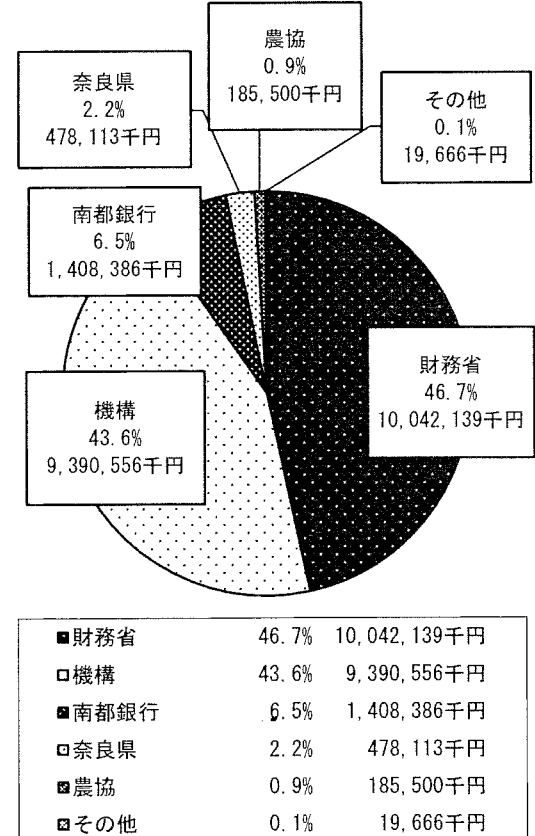
一般会計 歳入予算



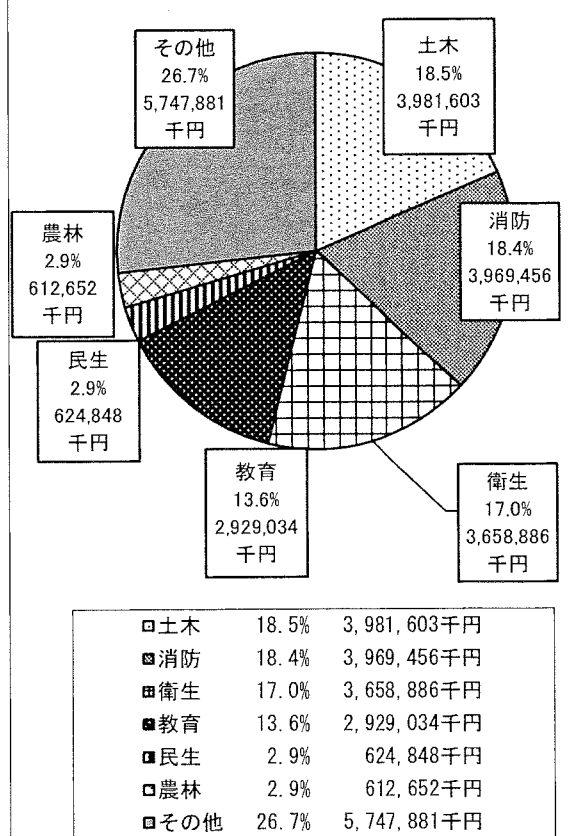
一般会計 歳出予算



一般会計債の令和7年3月31日現在における借入先別残高(総額:21,524,360千円)



一般会計債の令和7年3月31日現在における目的別残高(総額:21,524,360千円)





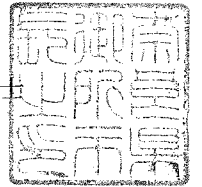
御所市公告第 58 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市森林経営管理意向調査業務委託
- 2 入札番号 委託第 34 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 御所市において令和 6・7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑨-12 森林整備」である者。

2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・競争 入札参加資格確認申請書（ 様式S1・S2）・その他入札関 連様式の交付（御所市ホー ムページからダウンロード）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加資格確認申請書等 （様式S1・S2）の提出期限	令和7年6月11日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認結果 の回答	令和7年6月11日 午後5時までに <u>電子メールにより回答。</u>	
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関 することに限ります。）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにし て送信すること）
仕様書に関する質問に対す る回答	令和7年6月13日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年6月11日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留 ）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午前10時5分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届（競争入札参加資格 確認書で入札参加を認めら れた者が、入札参加を辞退 する場合）	令和7年6月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



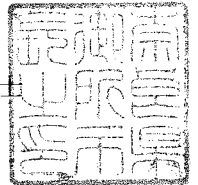
御所市公告第 59 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市内遺跡発掘調査作業補助業務委託（旭町・柿ヶ坪町地内）
- 2 入札番号 委託第 35 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6・7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があ
り、登録業種が「⑨-08 発掘調査」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期間	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年6月13日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年6月11日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午前10時20分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室
辞退届	令和7年6月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月23日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2277

奈良県御所市室 102 番地

御所市教育委員会 文化財課 （御所市文化財事務所）

電話（代表）0745-60-1608

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



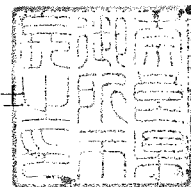
御所市公告第 60 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市高齢者ふれあいの集い業務委託
- 2 入札番号 委託第 36 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 御所市において令和 6・7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑥-01 イベント企画運営」である者。

2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第 3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・競争 入札参加資格確認申請書（ 様式S1・S2）・その他入札関 連様式の交付（御所市ホー ムページからダウンロード）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加資格確認申請書等 （様式S1・S2）の提出期限	令和7年6月11日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認結果 の回答	令和7年6月11日 午後5時までに <u>電子メールにより回答。</u>	
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関 することに限ります。）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにし て送信すること）
仕様書に関する質問に対す る回答	令和7年6月13日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年6月11日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午前10時35分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届（競争入札参加資格 確認書で入札参加を認めら れた者が、入札参加を辞退 する場合）	令和7年6月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 健康福祉部 高齢対策課

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第61号

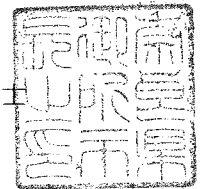
入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う土木工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀 士



第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|--------------|--|
| 1 工 事 名 | 御所汚水9号幹線9工区管路築造工事 |
| 2 工 事 番 号 | 都整第3号 |
| 3 工 事 場 所 | 御所市幸町地内 |
| 4 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 工 事 期 間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和7年12月26日 |
| 6 予 定 価 格 | 金 <u>33,224,400</u> 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 7 入札書比較価格 | 金 <u>30,204,000</u> 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 8 最低制限基準価格 | 金 <u>29,821,000</u> 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 9 最低制限基準比較価格 | 金 <u>27,110,000</u> 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 10 入札保証金 | 免除 |
| 11 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 入札回数 | 1回 |
| 14 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 前 払 金 | 請求可 |
| 16 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効となる一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「土木一式」であること。
- 2 市内業者（御所市内に本店を有するもの）で、御所市の格付が『A』の者。
- 3 過去15年以内に竣工した「土木一式」工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限る。
- 4 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。
 - ①名 称 日本水工設計㈱ 奈良事務所
 - 所在地 奈良県奈良市三条大路一丁目2番2号
- 5 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。
 - ①入札説明書1の（2）の配置予定技術者の資格要件を満たす者
 - ②過去15年以内に竣工した登録業種に係る工事の従事経験を有する者
 - ③入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ④監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- 6 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。
なお現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。
- 7 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月9日 持参に限る	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限 （質問は、設計図書等に関することに 限ります。）	令和7年6月9日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回 答	令和7年6月11日 電子メールによる。	
入札（郵便による） ※入札書及び 入札金額の内訳書 ※の 提出 ※所在地、商号又は名称、工事番号、 工事名、工事場所とともに、 レベル1 からレベル2 までを記載してくださ い。	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月19日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午後1時10分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月23日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市公告第62号

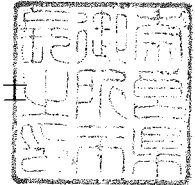
入 札 公 告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う公園改修工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年6月2日

御所市長 山 田 秀 士



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 葛城ハイツ児童公園改修工事 |
| 2 | 工 事 番 号 | 都整第5号 |
| 3 | 工 事 場 所 | 御所市元町地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 工 事 期 間 | 契約締結翌日から～令和7年11月28日 |
| 6 | 予 定 価 格 | 金 14,747,700 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 7 | 入札書基準比較価格 | 金 13,407,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金 13,212,100 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金 12,011,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 10 | 入 札 保 証 金 | 免除 |
| 11 | 契 約 保 証 金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入 札 方 法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 | 入 札 回 数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書基準比較価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前 払 金 | 請求可 |
| 16 | 議 会 の 議 決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した 者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効となる一般競争参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「その他 公園遊具設備」の者である者の内、奈良県内に本店として登録を有している者。
- 2 令和2年4月1日以降に地方公共団体が発注した、1契約1,000万円以上（税込み）で遊具の設置（納入）が含まれた元請による履行実績を有する者。
- 3 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できる者。
- 4 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・申請書類交付 (御所市ホームページから ダウンロードによる)	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 (様式H1)の提出期限	令和7年6月2日 ～ 令和7年6月9日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)
設計図書等に関する質問の 受付期限(質問は、設計図 書等に関することに限ります。)	令和7年6月9日 午前11時まで 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に 対する回答	令和7年6月11日 電子メールによる。	
入札(郵便による) ※入札書及び工事費の内訳 書の提出 ※所在地、名称、工事番号 、工事名、工事場所とともに、 レベル1からレベル2 までの記載をしてください 。	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月19日 書留郵便に限る。 (上記期間中に到達のこと)	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午後2時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室(別館1階)
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 (落札候補者のみ)	令和7年6月23日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係(新館2階)

電話(ダイヤルイン) 0745-44-3013

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



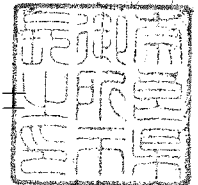
御所市公告第63号

入札公告

御所市公共下水道事業計画変更業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 御所市公共下水道事業計画変更業務 委託
- 2 委託番号 都整委 第 1 号
- 3 委託場所 御所市 市内一円 地内
- 4 委託概要 公共下水道事業計画変更業務 一式
- 5 委託期間 契約の翌日から～令和8年2月27日
- 6 予定価格 金 12,474,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書基準比較価格 金 11,340,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 8 最低制限基準価格 金 10,010,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 9,100,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書基準比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 15 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 16 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める条件付一般競争入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が『下水道』である者のうち、奈良県内に本店又は支店・営業所等として登録ある者。
- 2 建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道」及び「都市計画及び地方計画」の登録がある者
- 3 次の条件を満たす技術者を配置すること。
 - ア) 管理技術者は、技術士法による上下水道部門（「下水道」）又は総合技術監理部門（下水道）の資格を有する者。令和2年4月1日以降において対象面積1,500ha以上の全体計画及び対象面積500ha以上の事業計画の策定業務の実績を管理技術者として有する者。※
 - イ) 照査技術者は、技術士法による上下水道部門（「下水道」）又は総合技術監理部門（

下水道)の資格を有する者。令和2年年4月1日以降において、対象面積1,500ha以上の全体計画及び対象面積500ha以上の事業計画の策定業務の実績を管理技術者又は照査技術者として有する者。※

ウ)担当技術者は、令和2年4月1日以降において、対象面積1,500ha以上の全体計画及び対象面積500ha以上の事業計画の策定業務の実績を管理技術者又は担当技術者として有する者。※

エ)下水道台帳システム修正業務の担当技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者で、令和2年4月1日以降において下水道システム構築業務又は保守業務の実績を有する者。なお、当該有資格者を自社雇用の社員により配置できない場合は、業務提携等による人員の配置も可とする。※

オ)事業計画変更、下水道台帳システム修正業務それぞれにおける各技術者の兼務は不可とする。また、配置される事業計画変更業務の技術者は、直接的な雇用関係にある者とし、入札参加の申請があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

※ 実績の確認方法は、テクリス・契約書・仕様書の写し等により、履行したことを確認する方法による。

4 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等 (御所市ホームページから ダウンロード)	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
条件付一般競争入札 参加表明書(様式H1)の 提出期限	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 入札係 (新館2階)
設計図書等に関する質問の 受付期限(質問は、設計図 書等に関することに限ります。)	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 午前11時まで <u>電子メールに限る。</u> (添付ファイルはwordに限る)	送付先:メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ (質問様式を添付ファイルにし て送信すること)
設計図書等に関する質問に 対する回答	令和7年6月11日 <u>電子メールによる。</u>	
入札(郵便による) 入札書及び 入札金額の内 訳書※ の提出 ※所在地、商号又は名称、 委託番号、委託名、委託場 所とともに、 レベル1から レベル2 までの記載をして ください。	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便に限る。</u> (上記期間中に到達のこと)	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』

開札	令和7年6月20日 午後4時10分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月23日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 入札係 （新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部署等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市公告第64号

入札公告

詳細設計業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀 工



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 内水対策事業に伴う詳細設計業務委託
- 2 委託番号 建委第4号
- 3 委託場所 御所市 古瀬 地内
- 4 委託概要 詳細設計 一式 計画準備 一式 現地踏査・資料検討 一式
調整池・付帯施設の設計 一式 水路工・分水行の設計 一式
施工設計・仮設設計 一式 関係機構協議 一式 概算工事費算出 一式
- 5 委託期間 契約の翌日（土日・祝日除く）から～令和8年1月30日
- 6 予定価格 金 11,803,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書比較価格 金 10,730,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 8 最低制限基準価格 金 9,471,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 8,610,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 15 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 16 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1から第2希望が「河川、砂防及び海岸河川」である者のうち、奈良県内に本店又は支店・営業所等として登録ある者。
- 2 特記仕様書第9条・第10条に規定する管理技術者及び照査技術者は、入札公告日以前に3カ月以上の雇用関係にある者でなければならない。また、管理技術者と照査技術者は、兼務することはできない。
- 3 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 午前11時 <u>電子メールに限る。</u> （添付ファイルはwordに限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年6月11日 <u>電子メールによる。</u>	
入札（郵便による） 入札金額の内訳書※ の提出 ※所在地、商号又は名称、委託番号、委託名、委託場所とともに、 レベル1からレベル2 までの記載をしてください。	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午後4時25分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室 （別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月23日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び、契約を担当する部
課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



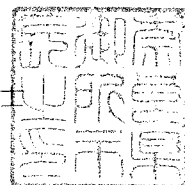
御所市公告第65号

入札公告

計画改定業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年 6月 2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 御所市空家等対策計画改定業務委託
- 2 委託番号 営委 第 1 号
- 3 委託場所 御所市 全域 地内
- 4 委託概要 空家等対策計画改定業務
空家等実態調査業務 一式（令和7年度）
空家等対策計画改定支援業務 一式（令和8年度）
- 5 委託期間 契約の翌日（土日・祝日除く）～令和9年2月26日
ただし、実態調査について、部分引き渡しを求めます。
※部分引き渡しについては、現場説明書第1章による。
- 6 予定価格 金 20,097,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書比較価格 金 18,270,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 8 最低制限基準価格 金 18,084,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 16,440,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 15 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 16 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が「都市計画及び地方計画」である者のうち、近畿2府4県に本店又は支店・営業所等として登録ある者。
- 2 特記仕様書7に規定する管理技術者及び担当技術者並びに照査技術者は、直接的な雇用関係にある者とし、入札公告日以前に3カ月以上の雇用関係にあること。（ただし、照査技術者については、再委託可）また、各技術者は、兼務することはできない。
- 3 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年 6月 2日 ～ 令和7年 6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 午前11時 <u>電子メールに限る。</u> （添付ファイルはwordに限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年 6月11日 <u>電子メールによる。</u>	
入札（郵便による）	令和7年 6月10日 ～ 令和7年 6月19日 <u>書留郵便に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年 6月20日 午後4時40分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室 （庁舎別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年 6月23日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び、契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



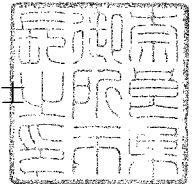
御所市公告第66号

入札公告

橋梁架替えに伴う予備設計業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年 6月 2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 橋梁架替えに伴う予備設計業務 委託
- 2 委託番号 建委 第5号
- 3 委託場所 御所市 今住 地内
- 4 委託概要 橋梁予備設計 一式
- 5 委託期間 契約の翌日から～令和7年12月12日
- 6 予定価格 金 9,515,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書比較価格 金 8,650,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 8 最低制限基準価格 金 7,634,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 6,940,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 13 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 14 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効である測量・コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が『鋼構造及びコンクリート』である者のうち、奈良県内に本店・支店又は営業所等として登録ある者。
- 2 特記仕様書第11条・第12条に規定する各技術者等は、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者でなければならない。また管理技術者、照査技術者は、兼務することとはできない。
- 3 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び、契約を担当する部
課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



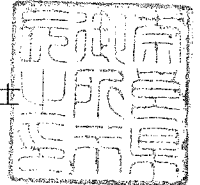
御所市公告第67号

入札公告

橋梁定期点検業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 橋梁定期点検業務 委託
- 2 委託番号 建委 第6号
- 3 委託場所 御所市 市内一円 地内
- 4 委託概要 橋梁定期点検業務 一式 計画準備 一式 現地踏査 n=122
橋現地点検 n=122 健全性の診断 n=122 橋 点検調書作成 一式
報告書作成 一式 打合せ 一式
- 5 委託期間 契約の翌日から～令和7年12月22日
- 6 予定価格 金 27,819,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書比較価格 金 25,290,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含まない。）
- 8 最低制限基準価格 金 22,319,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 20,290,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含まない。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 15 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 16 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効である測量・コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が『鋼構造及びコンクリート』である者のうち、奈良県内に本店・支店又は営業所等として登録ある者。
- 2 配置する管理技術者及び照査技術者は、技術士法による技術士『総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）』又は『建設部門（鋼構造及びコンクリート）』、RCCM（鋼構造及びコンクリート）資格を有する者、若しくは技術士・RCCM（鋼構造及びコンクリート）と同等の能力を有する国土交通大臣認定技術者（技術管理者：建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）とすること。
- 3 特記仕様書第3条の④に規定する各技術者等は、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関

係にある者でなければならない。また管理技術者、照査技術者は、兼務することはできない。

4 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月23日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp
入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）
設計図書等に関する質問の 受付期限（質問は、設計図書等に関することに限りま す。）	令和7年6月 2日 ～ 令和7年6月 9日 午前11時まで <u>電子メールに限る。</u> (添付ファイルはWordに限る)	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
設計図書等に関する質問に 対する回答	令和7年6月11日 <u>電子メールによる。</u>	
入札（郵便による） ※入札書及び委託費内訳書 の提出 ※所在地、名称、委託番号、 委託名、委託場所とともに レベル1からレベル2ま での記載をしてください。	令和7年6月10日 ～ 令和7年6月19日 <u>書留郵便に限る。</u> (上記期間中に到達のこと)	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年6月20日 午後5時5分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室 （別館1階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年6月23日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければ

なりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び、契約を担当する部
課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市選挙管理委員会告示第4号

令和7年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

御所市選挙管理委員会
委員長 田 仲 隆 行



50分の1の数	409人
6分の1の数	3,403人
3分の1の数	6,806人

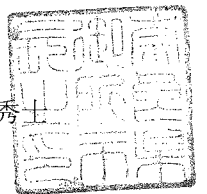


御所市告示第98号

当市が国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀士



記

1. 国土調査として事業計画が決定した年月日
令和7年5月9日
2. 調査を実施する者の名称
御所市
3. 調査地域
御所市北窪 全域
伏見 全域
4. 調査期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

以上



御所市告示第99号

令和7年度御所市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年6月2日

御所市長 山田 秀士



令和7年度御所市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、令和7年度御所市定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 御所市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、御所市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第2

6号)第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ)を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ウ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあっては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であった場合、0とする。)

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号のほか、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0でない者

(2) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時

交付金を財源として給付したものに限る。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0とする。また令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者(市の住民基本台帳に記載されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号イを0とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者(市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。

4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、調整給付金(不足額給付分)支給確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)の提出又は調整給付金(不足額給付分)申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)による申請により行うものとするもの

とする。

- 2 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号及び第5号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) オンライン方式 提出者がオンライン申請により受給の意思を示し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (4) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (5) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

- 4 市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金（不足額給付分）支給確認書送付先変更届（様式第3号。以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第7条 前条の規定にかかわらず、市は、調整給付金（当初給付分）を支給した者そのた支給口座を把握できる者であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（様式第4号）により調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

- 2 前項による支給の申込みを受けた支給対象者は、受給の辞退又は支給口座の変更を届け出ることができる。

- 3 市長は、令和7年8月12日までに前項に規定する届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

（代理による確認書等の提出等）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出期限等）

第9条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和7年9月30日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第11条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げら

れたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年11月30日限り、その効力を失う。

御所市長

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

(1) 調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年 所要額	令和6年分 所得税 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
	+	=	
		令和7年所要額 (④)	万円
		(上記③を1万円単位に切上げ)	
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年 所要額 (④)	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) 注	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	万円	万円	万円
	-	=	

注)調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書 など)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※給付金の支給要件を審査するため、市が住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄(□)にレを入れてください。【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】

- 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ該当。
- 令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)はありません。
- 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏 名	確認日	年 月 日	連絡先電話番号
-----	-----	-------	---------

(2) 給付金の振込先口座

下記の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
銀行 農協 信用金庫 信用組合 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当 座		口 座 名 義 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。)	通帳番号(右詰めでお書きください。)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1	0	※	

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、御所市役所定額減税補足給付金窓口までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

(3)代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】欄に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(ふりがな)	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所	
	代理人氏名				
			大正・昭和・平成・西暦		
			年 月 日		
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分)支給確認書』(本紙)
※ 必要事項を記入してください。

☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)☐ 振込口座(表面)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、等の写し(コピー)を添付してください。(有効期限の記載がある場合は有効期限内のものに限ります。)

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

☐ (表面記載の各数値に重大な相違を認める場合)
『令和6年分 源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類等の写し(コピー)を同封してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付欄（貼らずに同封することも可能です）

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
表面に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。
注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割を上回った)方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)	申請日
(宛先) 御 所 市 長	年 月 日

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

- 【本様式で申請が必要な方】
- 令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - 令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方)
 - 令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税がいずれも0円の方、かつ、令和5年分または令和6年分の非課税世帯又は均等割のみ世帯向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

【誓約事項・確認事項】
・令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ該当。
・令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)はありません。
・添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

1. 申請者 本申し立ての内容に相違ありません。

(ふりがな) 氏名	生年月日	現 住 所
	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 ()

2. 振込先指定口座 振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
銀行 金庫 農協	支店 出張所	普通 当座 貯蓄		(カナ)
ゆうちょ銀行	通帳記号	※	通帳番号(右詰め)	(漢字)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、記号・番号をお書きください。	1 0			

※ 金融機関の口座のない方等の場合は、上記の問い合わせ先へ連絡してください。

3. 代理人が確認する場合は、下記の【代理申請・受給を行う場合】欄に記入してください。

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	(ふりがな) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 申請・請求 受給 申請・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	本人氏名 署名

裏面に続きます

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分)申請書』(本紙)

※ 必要事項を記入してください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、等の写し(コピー)を添付してください。(有効期限の記載がある場合は有効期限内のものに限ります。)

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付欄 (貼らずに同封することも可能です)

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し表面に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

御所市 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
(宛先)御所市長

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、御所市において支給要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男 ・ 女	大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
				大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	電話 () 署名
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分) 支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				本人氏名	

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書 送付先変更届』

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 提出者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

年 月 日

御所市長

調整給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給します。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年 所要額	令和6年分 所得税 控除不足額（①）	令和6年度分 住民税所得割 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
	+		=
		令和7年所要額（④）	万円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。（上記③を1万円単位に切上げ）			
支給額	令和7年 所要額（④）	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）注	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	= 万円
注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

振込口座を変更する場合、各数値について重大な相違を認める場合は、裏面に記入の上、必要な書類を添えて、
年 月 日までに到着するように下記問い合わせ先まで提出してください。

本給付金を受給しない場合は、年 月 日までに下記問い合わせ先までご連絡ください。
必要書類を送付します。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

(宛先)御所市長

☐ ① 調整給付金(不足額給付金)支給口座変更等の届出

1. 私は、「調整給付金(不足額給付金)」の支給を希望する口座情報及び本人確認資料等を添付し、代理人の場合はあわせて下欄の事項に誓約・同意のうえ代理人の本人確認書類も添付して届け出ます。

氏名		届出日	年 月 日	電話番号	
----	--	-----	-------	------	--

2. 振込先指定口座 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義
銀行 金庫 農協	支店 出張所	普通 当座 貯蓄		(カナ)
ゆうちょ銀行	通帳記号	※	通帳番号(右詰め)	(漢字)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、記号・番号をお書きください。	1	0		

3. 代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】欄に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(ふりがな)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成・西暦	
			年 月 日	
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付金)の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名

☐ ② 各数値について重大な相違を認める場合の届出

1. 私は、表面の調整給付金(不足額給付金)の支給額及び算出式に重大な相違を認めるため、確定申告書(コピー)等及び本人確認書類を添付して届け出ます。また、給付金の支給要件を審査するため、市が住民基本台帳情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

氏名		届出日	年 月 日	電話番号	
----	--	-----	-------	------	--

提出書類

☐ 【全員】『調整給付金(不足額給付金)支給のお知らせ』(本紙)

※ 必要事項を記入してください。

☐ 【全員】『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 確認者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、等の写し(コピー)を添付してください。(有効期限の記載がある場合は有効期限内のものに限ります。)

☐ (①に該当するとき)『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

☐ (②に該当するとき)『令和6年分 源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』

※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類等の写し(コピー)を同封してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付欄 (貼らずに同封することも可能です)

【全員】本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

(①に該当するとき) 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

①に記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

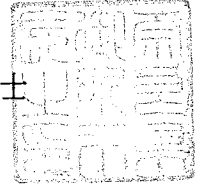


御所市告示第100号

令和7年御所市議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月9日

御所市長 山 田 秀 士



記

- 1 日 時 令和7年6月16日（月） 午前10時00分～
- 2 場 所 御所市議会議場



御所市教育委員会告示第9号

御所市教育委員会（令和7年6月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年6月11日

御所市教育委員会教育長 春田 晋



1. 招集する日時 令和7年6月26日（木）
 午後3時30分～
2. 招集する場所 御所市役所 新館3階会議室B
3. 付議する案件 （1）動産（2,000万円以上）の議決案件について
 （2）その他



御所市公告 第 68 号

御所市住民組織立ち上げ支援業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市住民組織立ち上げ支援委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

御所市長 山田 秀士



1. 業務の概要

- (1) 業務名
御所市住民組織立ち上げ支援委託
- (2) 業務内容
別紙「御所市住民組織立ち上げ支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日 から 令和 8 年 3 月 19 日（木） まで
- (5) 事業費限度額
3,740,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年御所市告示第 124 号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (8) 住民のヒアリング、意見集約及び冊子文面作成、ワークショップの 3 つの業務について公告日から過去 3 年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。なお、この

実績は住民のヒアリング、意見集約及び冊子文面作成、ワークショップの業務を一括で受注したものには限らない。

- (9) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者を配置(各技術者の兼任は不可)すること。また、配置される技術者は直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、そのうち管理技術者にあたっては「参加申込書」の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係(代表者可)あること。
- (10) 管理技術者または担当技術者には、3年以上の実務経験者を配置すること。

3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加申込書(様式1)等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

- (1) 公告日

令和7年6月13日(金)

- (2) 参加申込書等の提出

公告日から令和7年7月11日(金)

5. 担当・提出先

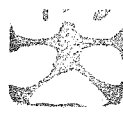
〒639-2277 奈良県御所市室102番地

御所市役所 教育委員会事務局 文化財課 歴史資産整備係 担当：池田、矢野

電話 : 0745-60-1608 【直通】

FAX : 0745-62-9872 【代表】

電子メール : bunka-zai@city.gose.nara.jp

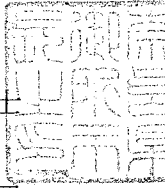


御所市条例第25号

御所市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月16日

御所市長 山田 秀士



御所市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御所市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成24年御所市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

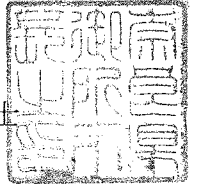


御所市規則第21号

御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月17日

御所市長 山田 秀士



御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年御所市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(市長が定める助成金控除額)

第4条 条例第3条第3号に規定する額は、0円とする。

(御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和53年御所市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、「療養である場合」の次に「(対象者が出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係るものを除く。)」を加える。

(御所市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 御所市心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年御所市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、「療養である場合」の次に「(対象者が1歳に達した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係るものを除く。)」を加える。

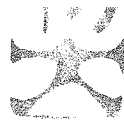
附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の御所市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、御所市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則及び御所市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



御所市告示第103号

御所市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月18日

御所市長 山田 秀士



御所市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市子育て短期支援事業実施要綱（平成15年御所市告示第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

様式第4号中「・健康保険証のコピー」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の御所市子育て短期支援事業実施要綱の規定により作成されている様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

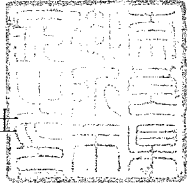


御所市告示第104号

御所市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月20日

御所市長 山田 秀士



御所市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示（案）

御所市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成7年御所市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第5条第1項中「) に」を「) の提出と併せて、国民健康保険法、高齢者医療確保法、社会保険各法による資格確認書等を添付する方法により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第1号中「申請者氏名」を「申請者」に、「TEL」を「電話番号」に、「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に、「保険者番号及び名称」を「保険者名」に改め、「注1 対象者が社保扶養の場合、当該保険証の写しを提示してください。」を削り、「保公費負担点数」を「公費負担点数」に、「注2」を「注」に、「台帳確認 年 月 日」を「備考」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式用の紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

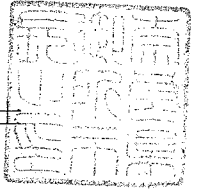


御所市告示第105号

御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月20日

御所市長 山 田 秀 孝



御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する告示（案）
御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成26年御所市告示第120号）
の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「800,000円」を「809,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示の規定は、前項に規定する施行の日以後の申請に係る給付等について適用し、
同日前の申請に係る給付等については、なお従前の例による。



御所市公告 第 6 9 号

御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市コミュニティバス バスロケーションシステム運用業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

御所市長 山田 秀士



1. 業務の概要

- (1) 業務名 御所市コミュニティバスバスロケーションシステム運用業務委託
- (2) 業務内容 別紙「御所市コミュニティバスバスロケーションシステム運用業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
- (4) 運行管理期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
- (5) 事業費限度額 749,650 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市の令和 7 年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年御所市告示第 124 号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

3. 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受託を希望する事業者は、参加表明書（第1号様式）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務について提案を行うこと。

提案内容等について審査のうえ、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合でも、合格基準点に達していれば委託予定者とする。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和7年6月24日（火）

(2) 参加表明書等の提出

公告日から令和7年7月8日（火）

5. 担当・提出先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館2階）

御所市役所 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷

電話：0745-44-3166 【直通】

電話：0745-62-3001 【代表】 内線（323）

FAX：0745-62-5425 【代表】

電子メール：kikaku@city.gose.nara.jp



御所市公告第 70 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 6 月 24 日

御所市長 山 田 秀 士



[illegible]

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-----------------------------|----|----|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 市営住宅幸町団地（49号～50号・55号～56号）解体 | | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 住 | 第 | 6 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 檜原 | 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | | | |
| 5 | 設計価格 | 6,985,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 6,985,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 6,350,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 6,397,600 | | 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 5,816,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥6,300,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | (株)コマイ | | | 落札率 |
| | | 米田 尚起 | | | 99.21% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-----------------------|----|----|--------|
| 1 | 工事（委託）名 | 市営住宅宮戸団地（1 1－1 4号）解体 | | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 住 | 第 | 7 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 宮戸 | 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付指名競争入札（事後審査型） | | | |
| 5 | 設計価格 | 7,172,000 円（消費税込み） | | | |
| 6 | 予定価格 | 7,172,000 円（消費税込み） | | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 6,520,000 円（消費税抜き） | | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 6,575,800 円（消費税込み） | | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 5,978,000 円（消費税抜き） | | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥6,400,000 円（消費税抜き） | | | |
| | 落札（候補）者名 | 米田土木興業㈱ | | | 落札率 |
| | | 米田 安晴 | | | 98.15% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | |
|----|------------|----------------------|--------|--------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路改良 | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 | 第 5 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 南郷・五百家 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | | |
| 5 | 設計価格 | 12,354,100 円（消費税込み） | | |
| 6 | 予定価格 | 12,354,100 円（消費税込み） | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 11,231,000 円（消費税抜き） | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 11,107,800 円（消費税込み） | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 10,098,000 円（消費税抜き） | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥11,200,000 円（消費税抜き） | | |
| | 落札（候補）者名 | カシダ建設 | | 落札率 |
| | | 樫田 充弘 | | 99.72% |
| 12 | 入札金額及び入札者名 | | | |

[illegible]

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-----------------------|---|----|--------|
| 1 | 工事（委託）名 | 御所汚水9号幹線9工区管路築造 | | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 都整 | 第 | 3 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | | 幸町 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） | | | |
| 5 | 設計価格 | 33,224,400 円（消費税込み） | | | |
| 6 | 予定価格 | 33,224,400 円（消費税込み） | | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 30,204,000 円（消費税抜き） | | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 29,821,000 円（消費税込み） | | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 27,110,000 円（消費税抜き） | | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥30,100,000 円（消費税抜き） | | | |
| | 落札（候補）者名 | (株)葛上建設 | | | 落札率 |
| | | 辻川 正行 | | | 99.65% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|--------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路舗装 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 6 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 戸毛 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 2,840,200 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 2,840,200 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,582,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,534,400 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 2,304,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥2,500,000 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | 久保塗装 | 落札率 |
| | | 久保 尉人 | 96.82% |
| 12 | 入札金額及び入札者名 | | |

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|--------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 舗装修繕 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 7 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 小林 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 6,958,600 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 6,958,600 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 6,326,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 6,215,000 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 5,650,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥6,000,000 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | (株)一伸建設 | 落札率 |
| | | 櫻本 一 | 94.84% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 舗装修繕 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 8 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 森脇 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 7,405,200 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 7,405,200 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 6,732,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 6,224,900 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 5,659,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | ¥6,390,000 円
(株)一伸建設
櫻本 一 | （消費税抜き）
落札率
94.91% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

1	工事（委託）名	アザレホール非常放送設備更新	工事
2	工事（委託）番号	生学 第 1 号	
3	工事（委託）場所	御所市 栄町	地内
4	入札の種類	郵便による指名競争入札	
5	設計価格	2,541,000 円	（消費税込み）
6	予定価格	2,541,000 円	（消費税込み）
7	入札書比較価格	2,310,000 円	（消費税抜き）
8	最低制限基準価格	未設定 円	（消費税込み）
9	最低制限基準比較価格	未設定 円	（消費税抜き）
10	落札（候補）の有無	有	
11	落札（候補）金額及び	¥2,270,000 円	（消費税抜き）
	落札（候補）者名	(株)西川電気設備	落札率
		西川 耕司	98.26%

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-------------------|---|----|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 大正小学校給水設備他改修（第2期） | | | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 教総 | 第 | 2 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | | 櫛羅 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | | | |
| 5 | 設計価格 | 59,631,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 59,631,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 54,210,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 54,860,300 | | 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 49,873,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 無 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | | | 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | 不調 | | | |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|--------------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 葛城ハイツ児童公園改修 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 都整 第 5 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 元町 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による一般競争入札（事後審査型） | |
| 5 | 設計価格 | 14,747,700 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 14,747,700 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 13,407,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 13,212,100 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 12,011,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥13,000,000 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | 辻川企画工業 | 落札率 |
| | | 辻川 進一 | 96.96% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | |
|----|------------|-----------------------|------------|------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路設計に伴う測量業務 | | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建委 | 第 3 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 稲宿 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | | |
| 5 | 設計価格 | 5条件付一般競争入札（事）円（消費税込み） | | |
| 6 | 予定価格 | 2,299,000 円（消費税込み） | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,090,000 円（消費税抜き） | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 1,881,000 円（消費税込み） | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 1,710,000 円（消費税抜き） | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥1,710,000 円（消費税抜き） | | |
| | 落札（候補）者名 | IT測量 | ※くじ引きにより決定 | 落札率 81.81% |
| | | 竹田 忠弘 | | |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 御所市営住宅特殊建築物定期点検業務 委託
- 2 工事（委託）番号 住委 第 4 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 櫛羅・茅原 地内
- 4 入札の種類 郵便による指名競争入札
- 5 設計価格 587,400 円（消費税込み）
- 6 予定価格 587,400 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 534,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 528,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 480,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 辰巳建築設計事務所 ※くじ引きにより決定 落札率 89.88%
- 辰巳 宗士

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額 （税抜き）	入札者商号	入札者名
¥480,000 円	的場総合設計	的場 清
¥480,000 円	（有）坪岡建築事務所	坪岡 秀明
¥530,000 円	㈱たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド㈱	森田 恵介
¥534,000 円	（有）創和建築事務所	西川 善浩
¥480,000 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
¥530,000 円	㈱礎建築事務所	南 明
¥480,000 円	㈱岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	（有）樫本設計	山本 晋也
辞退 円	㈱中和設計	中谷 淳一
無効 円	㈱内野設計	内野 正
¥480,000 円	㈱アルト舎	中 利住
辞退 円	㈱都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
辞退 円	㈱和光設計	永友 光
¥480,000 円	㈱村井設計	村井 利光
辞退 円	㈱福井建築設計事務所	福井 弘司
¥480,000 円	㈱朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 老人福祉センター照明改修工事設計業務 委託
- 2 工事（委託）番号 高対委 第 1 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 櫛羅 地内
- 4 入札の種類 郵便による指名競争入札
- 5 設計価格 792,000 円（消費税込み）
- 6 予定価格 792,000 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 720,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 638,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 580,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 (有) 坪岡建築事務所 ※くじ引きにより決定 落札率 80.55%
- 坪岡 秀明

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額（税抜き）	入札者商号	入札者名
¥580,000 円	的場総合設計	的場 清
¥580,000 円	(有) 坪岡建築事務所	坪岡 秀明
辞退 円	(株)たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド(株)	森田 恵介
¥720,000 円	(有) 創和建築事務所	西川 善浩
¥580,000 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
辞退 円	(株)礎建築事務所	南 明
¥638,000 円	(株)岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	(有) 樫本設計	山本 晋也
¥720,000 円	(株)中和設計	中谷 淳一
辞退 円	(株)内野設計	内野 正
辞退 円	(株)アルト舎	中 利住
辞退 円	(株)都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
辞退 円	(株)和光設計	永友 光
辞退 円	(株)村井設計	村井 利光
辞退 円	(株)福井建築設計事務所	福井 弘司
¥580,000 円	(株)朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 小林保育所解体工事設計業務 | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 子推委 第 2 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 小林 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 3,465,000 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 3,465,000 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 3,150,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,827,000 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 2,570,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | ¥2,570,000 円
(株)中和設計
中谷 淳一 | （消費税抜き）
落札率
81.58% |

12 入札金額及び入札者名

入札金額 (税抜き)	入札者商号	入札者名
¥2,570,000 円	的場総合設計	的場 清
¥3,150,000 円	(有) 坪岡建築事務所	坪岡 秀明
辞退 円	(株)たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド(株)	森田 恵介
¥2,570,000 円	(有) 創和建築事務所	西川 善浩
辞退 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
¥2,800,000 円	(株)礎建築事務所	南 明
¥2,800,000 円	(株)岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	(有) 樫本設計	山本 晋也
¥2,570,000 円	(株)中和設計	中谷 淳一
辞退 円	(株)内野設計	内野 正
¥3,150,000 円	(株)アルト舍	中 利住
辞退 円	(株)都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
辞退 円	(株)和光設計	永友 光
辞退 円	(株)村井設計	村井 利光
辞退 円	(株)福井建築設計事務所	福井 弘司
辞退 円	(株)朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 改良住宅（幸町地区）下水接続工事設計業務 委託
- 2 工事（委託）番号 住委 第 5 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 檜原 地内
- 4 入札の種類 郵便による指名競争入札
- 5 設計価格 4,103,000 円（消費税込み）
- 6 予定価格 4,103,000 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 3,730,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 3,355,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 3,050,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 落札率
- ¥3,050,000 円（消費税抜き） 81.76%
- （株）岩岸設計
岩岸 雅浩

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額（税抜き）	入札者商号	入札者名
辞退 円	的場総合設計	的場 清
¥3,730,000 円	（有）坪岡建築事務所	坪岡 秀明
辞退 円	（株）たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド（株）	森田 恵介
¥3,730,000 円	（有）創和建築事務所	西川 善浩
辞退 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
辞退 円	（株）礎建築事務所	南 明
¥3,050,000 円	（株）岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	（有）樫本設計	山本 晋也
¥3,730,000 円	（株）中和設計	中谷 淳一
辞退 円	（株）内野設計	内野 正
辞退 円	（株）アルト舎	中 利住
辞退 円	（株）都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
辞退 円	（株）和光設計	永友 光
辞退 円	（株）村井設計	村井 利光
辞退 円	（株）福井建築設計事務所	福井 弘司
辞退 円	（株）朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 改良住宅（戸毛地区）下水接続工事設計業務 委託
- 2 工事（委託）番号 住委 第 6 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 戸毛 地内
- 4 入札の種類 郵便による指名競争入札
- 5 設計価格 4,851,000 円（消費税込み）
- 6 予定価格 4,851,000 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 4,410,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 3,960,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 3,600,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 落札率
- ¥3,600,000 円（消費税抜き） 81.63%
- （株）岩岸設計 岩岸 雅浩

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額 （税抜き）	入札者商号	入札者名
辞退 円	的場総合設計	的場 清
¥4,410,000 円	（有）坪岡建築事務所	坪岡 秀明
辞退 円	（株）たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド（株）	森田 恵介
¥4,410,000 円	（有）創和建築事務所	西川 善浩
辞退 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
辞退 円	（株）礎建築事務所	南 明
¥3,600,000 円	（株）岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	（有）樫本設計	山本 晋也
¥4,410,000 円	（株）中和設計	中谷 淳一
辞退 円	（株）内野設計	内野 正
辞退 円	（株）アルト舎	中 利住
辞退 円	（株）都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
辞退 円	（株）和光設計	永友 光
辞退 円	（株）村井設計	村井 利光
辞退 円	（株）福井建築設計事務所	福井 弘司
辞退 円	（株）朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-----------------------|------|---------|--------|
| 1 | 工事（委託）名 | 御所市公共下水道事業計画変更業務 | | | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 都整委 | 第 | 1 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 市内一円 | 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） | | | |
| 5 | 設計価格 | 12,474,000 円 | | （消費税込み） | |
| 6 | 予定価格 | 12,474,000 円 | | （消費税込み） | |
| 7 | 入札書比較価格 | 11,340,000 円 | | （消費税抜き） | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 10,010,000 円 | | （消費税込み） | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 9,100,000 円 | | （消費税抜き） | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥9,100,000 円 | | （消費税抜き） | |
| | 落札（候補）者名 | 日本水工設計㈱ 奈良事務所 | | | 落札率 |
| | | 志慶眞 丈訓 | | | 80.24% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | |
|----|------------------------|--|-------|--------|
| 1 | 工事（委託）名 | 内水対策事業に伴う詳細設計業務 | | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建委 | 第 4 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 古瀬 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） | | |
| 5 | 設計価格 | 11,803,000 円（消費税込み） | | |
| 6 | 予定価格 | 11,803,000 円（消費税込み） | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 10,730,000 円（消費税抜き） | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 9,471,000 円（消費税込み） | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 8,610,000 円（消費税抜き） | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | 落札率 |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | ¥8,610,000 円（消費税抜き）
(株)NAC総建 奈良営業所
亀井 義則 | | 80.24% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------|-----------------------|----|----|-------------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 御所市空家等対策計画改定業務 | | | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 営委 | 第 | 1 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 全域 | 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） | | | |
| 5 | 設計価格 | 20,097,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 20,097,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 18,270,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 18,084,000 | | 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 16,440,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥16,440,000 | | 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | ㈱シティ・プランニング 関西支店 | | | 落札率 |
| | | 橋本 美仁 | | | ※くじ引きにより決定 89.98% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

様式第6号（第17条関係）

公表開札録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 橋梁架替えに伴う予備設計業務 委託
 2 工事（委託）番号 建委 第 5 号
 3 工事（委託）場所 御所市 今住 地内
 4 入札の種類 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
 5 設計価格 9,515,000 円（消費税込み）
 6 予定価格 9,515,000 円（消費税込み）
 7 入札書比較価格 8,650,000 円（消費税抜き）
 8 最低制限基準価格 7,634,000 円（消費税込み）
 9 最低制限基準比較価格 6,940,000 円（消費税抜き）
 10 落札（候補）の有無 有
 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 ¥6,940,000 円（消費税抜き）
 秋浪速技研コンサルタント 奈良支店 ※くじ引きにより決定
 秋場 範之

落札率
80.23%

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額（税抜き）	入札者商号	入札者名
¥6,940,000 円	(株)千代田コンサルタント 奈良営業所	三野 年紀
¥6,940,000 円	(株)新土木開発コンサルタント 奈良支店	吉光 真人
¥6,940,000 円	協和設計(株) 奈良営業所	前原 裕介
¥6,940,000 円	(株)アーバンパイオニア設計 奈良事務所	中谷 則夫
¥6,940,000 円	(株)浪速技研コンサルタント 奈良支店	秋場 範之
¥6,940,000 円	大日本ダイヤコンサルタント(株) 奈良事務所	山下 浩之
¥6,940,000 円	東洋技研コンサルタント(株) 奈良営業所	山本 晃廣
¥6,940,000 円	(株)英晃コンサルタント	武田 統治
¥6,940,000 円	(株)インテコ	山下 修
¥6,940,000 円	(株)修成建設コンサルタント 奈良事務所	仲 昭人
¥6,940,000 円	(株)橋梁コンサルタント 奈良事務所	伊藤 喜弘
¥6,940,000 円	(株)エイテック 奈良支店	市原 隆史
¥6,940,000 円	(株)間瀬コンサルタント 奈良営業所	小林 洋文
¥6,940,000 円	スリーエスコンサルタンツ 奈良営業所	上原 健吾
¥8,650,000 円	(株)五星 奈良事務所	川俣 博史
¥6,940,000 円	天理技研(株)	手塚 明宏
辞退	正和設計(株) 奈良営業所	藤井 幹雄
¥6,940,000 円	(株)東京建設コンサルタント 奈良事務所	小町 高司
¥6,940,000 円	(株)阪神コンサルタンツ	田中 竹延
¥6,940,000 円	(株)トーチコンサルタント 奈良事務所	折井 浩彦
¥8,650,000 円	基礎地盤コンサルタンツ(株) 奈良事務所	山田 隆行
¥6,940,000 円	開発虎ノ門コンサルタント(株) 奈良営業所	天後 哲哉
¥6,940,000 円	(株)吹上技研コンサルタント 奈良営業所	篠田 俊介

公表開札録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 橋梁定期点検業務 委託
- 2 工事（委託）番号 建委 第 6 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 市内一円 地内
- 4 入札の種類 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 5 設計価格 27,819,000 円（消費税込み）
- 6 予定価格 27,819,000 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 25,290,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 22,319,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 20,290,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 ¥20,290,000 円（消費税抜き） 落札率 80.22%
 落札（候補）者名 ㈱エイト日本技術開発 奈良事務所 ※くじ引きにより決定
 竹添 敏仁

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額（税抜き）	入札者商号	入札者名
¥20,290,000 円	㈱CTIウイング 奈良事務所	梶本 勝裕
¥20,290,000 円	㈱千代田コンサルタント 奈良営業所	三野 年紀
¥20,290,000 円	㈱明友技建 奈良営業所	松尾 進吾
¥20,290,000 円	㈱新土木開発コンサルタント 奈良支店	吉光 真人
¥20,290,000 円	協和設計㈱ 奈良営業所	前原 裕介
¥20,290,000 円	㈱共和技術研究所 奈良営業所	南出 博和
¥20,290,000 円	㈱アーバンパイオニア設計 奈良事務所	中谷 則夫
¥20,290,000 円	㈱浪速技研コンサルタント 奈良支店	秋場 範之
¥20,290,000 円	㈱かんこう 奈良支店	重枝 直人
¥20,290,000 円	大日本タイヤコンサルタント㈱ 奈良事務所	山下 浩之
¥20,290,000 円	㈱ワースコンサル 大阪支店	村岡 俊幸
¥20,290,000 円	㈱大和測量設計事務所	山口 孝昌
¥20,290,000 円	㈱エイト日本技術開発 奈良事務所	竹添 敏仁
¥20,290,000 円	東洋技研コンサルタント㈱ 奈良営業所	山本 晃廣
¥20,290,000 円	㈱英晃コンサルタント	武田 統治
¥25,290,000 円	㈱セリオス 奈良営業所	廣田 公
¥20,290,000 円	㈱インテコ	山下 修
¥20,290,000 円	㈱修成建設コンサルタント 奈良事務所	仲 昭人
¥20,290,000 円	㈱橋梁コンサルタント 奈良事務所	伊藤 喜弘
¥20,290,000 円	㈱八州 奈良営業所	辻口 和範
¥20,290,000 円	㈱エイテック 奈良支店	市原 隆史
¥25,290,000 円	㈱ピーエムコンサルタント 奈良支社	大迫 香代子

入 札 金 額 (税抜き)	入札者商号	入札者名
¥20,290,000 円	(株)間瀬コンサルタント 奈良営業所	小林 洋文
¥20,290,000 円	スリーエスコンサルタント 奈良営業所	上原 健吾
¥20,290,000 円	(株)五星 奈良事務所	川俣 博史
¥20,290,000 円	天理技研(株)	手塚 明宏
¥20,290,000 円	正和設計(株) 奈良営業所	藤井 幹雄
¥20,290,000 円	(株)東京建設コンサルタント 奈良事務所	小町 高司
¥20,290,000 円	(株)阪神コンサルタント	田中 竹延
¥20,290,000 円	(株)トーニチコンサルタント 奈良事務所	折井 浩彦
¥20,290,000 円	基礎地盤コンサルタント(株) 奈良事務所	山田 隆行
¥20,290,000 円	開発虎ノ門コンサルタント(株) 奈良営業所	天後 哲哉
¥20,290,000 円	(株)吹上技研コンサルタント 奈良営業所	篠田 俊介
¥20,290,000 円	(株)長大テック 奈良事務所	伊川 哲也
¥20,290,000 円	(一社)近畿建設協会 奈良支所	栗津 誠一

公 表 開 札 録

令和 7 年 6 月 20 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|--|---------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 史跡宮山古墳買上事業に伴う補償鑑定業務 | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 文財委 第 1 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 室 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 7,777,000 円（消費税込み） | |
| 6 | 予定価格 | 7,777,000 円（消費税込み） | |
| 7 | 入札書比較価格 | 7,070,000 円（消費税抜き） | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 6,248,000 円（消費税込み） | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 5,680,000 円（消費税抜き） | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 5,680,000 円（消費税抜き）
㈱たかの建築事務所
鷹野 仁士 | 落札率
80.33% |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

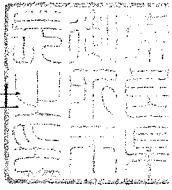


御所市条例第26号

御所市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

御所市長 山田 秀士



御所市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

御所市個人番号の利用に関する条例（平成27年御所市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御所市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、同条第2項中「限度で、」の次に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）及び」を加え、同条第3項本文中「市長」の次に「又は教育委員会」を、「利用特定個人情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、教育委員会が、市長に対し、住登外者宛名情報の管理に関する事務を処理するために必要な住登外者宛名情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1に次のように加える。

15 市長	住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



御所市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

御所市長 山田 秀士



御所市税条例の一部を改正する条例

御所市税条例（昭和57年御所市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たば

こ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

（2）第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の御所市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の御所市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、御所市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）御所市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。



御所市規則第 2 2 号

御所市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

御所市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 7 年御所市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御所市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

第 1 条中「御所市個人番号の利用に関する条例」を「御所市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 1 5 条例別表第 1 の 1 5 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の登録、修正、変更又は削除に関する事務とする。
- 1 6 条例別表第 1 の 1 6 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名情報の登録、修正、変更又は削除に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



御市農委告示第6号

御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年7月8日（火）
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
（1）農地法各条申請の審議
（2）その他

令和7年6月27日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



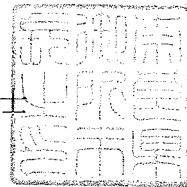


御所市告示第107号

御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月30日

御所市長 山田 秀士



御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成26年御所市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の3月31日」を削り、同条第5号中「身体障害者手帳」を「聴覚障害を事由とする身体障害者手帳」に改める。

第4条中「次の各号のいずれかに該当する」を「既にこの告示による助成を受け、別表に定める当該助成を受けた補聴器の耐用年数に相当する期間が経過していない」に改め、同条各号を削る。

第9条の見出し中「所得」を削り、同条中「するとともに、助成対象児の属する世帯全員の所得状況等を調査」を削る。

別表中「34,200」を「44,000」に、「43,900」を「46,400」に、「55,800」を「59,000」に、「67,300」を「71,200」に、「87,000」を「92,000」に、「137,000」を「144,900」に、「70,100」を「74,100」に、「120,000」を「126,900」に改める。

様式第1号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改め、「、課税状況」を削る。

様式第3号中

「

世帯員の状況	氏名	年齢	対象児との続柄	課税状況		
				課税区分	市町村民税所得割額(円)	
			本人	課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
世帯区分		1. 生活保護世帯 2. 市町村民税非課税世帯 3. 市町村民税課税世帯				

」

を削る。

様式第 5 号及び様式第 7 号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和 7 年度分の助成金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の規定により作成されている様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。